

農地転用許可申請の不受理処分の取消が 認められなかった事例

(さいたま地判 平19・9・26 ホームページ下級裁主要判決情報)

パチンコ遊技店を経営する法人が、市農業委員会に行った農地転用許可申請を必要書類の不足を理由に受理されなかったことから、県知事に対し、主位的請求として不受理処分の取消を、予備的請求として申請に対し相当期間内に処分しなかったとして不作為の違法確認を求めた事案において、農業委員会は知事の一機構ではなく、農業委員会から知事に申請書が送付されていないため知事の処分は存しない等として、不受理処分の取消が認められなかった事例。

(さいたま地方裁判所 平成19年9月26日判決 ホームページ下級裁主要判決情報)

1 事案の概要

パチンコ遊技店を営むX（法人）は、パチンコ遊技店の駐車場として利用するため、土地（以下「本件土地」という。）を所有者から期間3年間の賃借権の設定を受けたうえ、平成18年7月3日、Y（知事）に農地法5条に基づく農地転用許可申請（以下「本件申請」という。）を行った。

なお、本件申請にかかる申請書は、政令の規定に基づき、農業委員会に提出された。

農業委員会は、Xに対し、平成18年7月31日、「本件申請書には土地改良区の意見書、排水放流承諾書、農用地除外証明書が添付されていないため受理できない。」旨の通知を交付して、本件申請を受理しなかった（以下、「本件受理拒否行為」という。）。

このため、Xは、本件受理拒否行為に対し、平成18年9月15日付でYを審査庁とする審査請求を行ったが、Yは、同年11月9日付で同審査請求を却下する旨の裁決をした。

これを不服とするXは、「市農業委員会は農地転用許可の判断権者であるYの一機構であり、本件不受理行為はYの行為と評価できる。」と主張し、Yに対し、主位的請求として本件申請の受理を拒否した処分の取消を、予備的請求として、農地転用許可申請がありながら、許否の判断を怠った不作為の違法確認をそれぞれ求めた。

これに対しYは、「農業委員会は独立した市町村の行政機関であり、その行為はYの行為ではなく、本件受理拒否行為には処分性はない。市農業委員会から申請書の送付はなく、XからYに直接の申請もないから、処分を行わなかったという不作為はない。」等と主張し争った。

2 判決の要旨

さいたま地方裁判所は、以下のように判示してXの訴えを却下した。

(1) 本件受理拒否行為がYの処分といえるかについて

法令上、Yには農業委員会の作為ないし不作為につき是正する権限はなく、両者は指揮命令関係にはないものと解される。農地法施行令が、農地法5条の許可申請書を農業委員会を経由して提出することとしたのは、農地

転用の許可権者たるYが、当該申請につき適切な判断をするにあたり、地域農業に精通する農業委員会の意見を聴取するのが相当としたためと解される。農業委員会とYの有する各権限、両者の関係及び審査手続きに照らすと、農業委員会をもって都道府県の一機構とみることにはできない。本件申請は、Yを名宛人としてなされたものであるが、農業委員会からYへ申請書の送付はないことから、本件においてはYに対する申請はなく、本件申請に対するYの処分は存しない。

この点、Xは、農業委員会には独立の処分権限がないことから、農業委員会はYの一機構であり、本件申請の受理拒否行為はYの行為と主張する。しかし、独立の行政庁が諮問機関としての立場で意見を述べるにとどまり、国民に対する関係で独自の処分を行う権限がない場合は他の法令上でもみられることであり、対外的に独自の処分権限がないことをもって、必ずしも農業委員会がYの一機構であるということにはならない。

農業委員会は、Xに対し、本件申請を受理できない旨の書面を送付しているところ、同書面には、相当期間を定めて補正を促す旨の記載等はなく、申請を却下する最終的な意思を表示したものと評価できる。

農業委員会にこのような処分を行う権限があるか検討すると、農地転用許可事務は本来国の事務であるが、都道府県知事に法定受託されたものであって、これにより都道府県知事は、必要的添付書類の有無を含めた申請の適法不適法、許可の適否につき判断する権限が与えられたものと解されること、施行令が農業委員会の送付義務を規定していること、法令は、添付書類の欠如等形式的な不備がある場合に、農業委員会が申請書の受理を拒否できる旨の明文の規定をおいていないことからすれば、農業委員会には、提出された申請

書を審査し意見を付して都道府県知事に送付することができるのみであり、申請書の受理を拒否する権限はないと解すべきである。

以上、本件申請に対するYによる処分は存しないから、本件主位的請求にかかる本件訴えは不適法である。

(2) Yに不作為の違法があるかについて

本件において、農業委員会からYに対し、本件申請にかかる申請書が送付されたことはないのであるからYに本件申請に対する作為義務が発生することはない。

そうであれば、Xの本件申請に対する作為義務を前提とする予備的請求にかかる訴えは不適法である。

3 まとめ

宅建業者が、現況農地を宅地として売買する場合は、農地法5条に定める許可等の処分があった後でなければ広告ができず、また、自ら当事者として契約を締結することや売買の媒介をしてはならない等とされていることから、農業委員会へ申請書を提出するなど、農業委員会との関わるケースは少なくない。

農業委員会には、提出された申請書を審査し、意見を付して都道府県知事に送付することができるだけで、申請書の受理を拒否する権限はない等とした点では意味があるが、それにより本件訴えは不適法とされており、実務上参考となると思われる。